

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第9号

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則（平成14年佐賀県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線のとおりである。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区分	団体の名称	区分	団体の名称
略		略	
条例第2条第1項第4号に掲げる団体	財団法人佐賀県教育職員互助会（昭和47年12月1日に財団法人佐賀県教育職員互助会という名称で設立された法人をいう。） 社団法人佐賀県観光連盟（平成4年9月21日に社団法人佐賀県観光連盟という名称で設立された法人をいう。） 社団法人佐賀県計量協会（平成5年4月1日に社団法人佐賀県計量協会という名称で設立された法人をいう。）	条例第2条第1項第4号に掲げる団体	財団法人佐賀県教育職員互助会（昭和47年12月1日に財団法人佐賀県教育職員互助会という名称で設立された法人をいう。） 社団法人佐賀県観光連盟（平成4年9月21日に社団法人佐賀県観光連盟という名称で設立された法人をいう。） 社団法人佐賀県計量協会（平成5年4月1日に社団法人佐賀県計量協会という名称で設立された法人をいう。） <u>一般社団法人地方税電子化協議会</u> <u>一般社団法人九州観光推進機構</u> <u>全国知事会</u>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。